議案第126号

松阪市職員退職手当支給条例等の一部改正について

松阪市職員退職手当支給条例(平成 17 年松阪市条例第 64 号)等の一部を次のように改正する。

平成 27 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(松阪市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 松阪市職員退職手当支給条例(平成17年松阪市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

第 13 条第 4 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 14 条第 1 項又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

(松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改 正)

第2条 松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17年松阪市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償	厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による障害厚生	
年金	年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金	
	保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号。	
	以下「平成 24 年一元化法」という。) 附則第 41 条第 1 項	
	の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則	0.72
	第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金(以下単に「障害	0. 73
	厚生年金等」という。) 及び国民年金法(昭和 34 年法律第	
	141 号)による障害基礎年金(同法第 30 条の 4 の規定によ	
	る障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」とい	
	う。)	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障	0.00
	害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害	0.88

	厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規	
	定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法	
	改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは	
	平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のう	
	ち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法	
	による障害共済年金」という。)が支給される場合を除	
	く。)	
	No. / 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34	
	号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第 87 条第 1	
	項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧	0.75
	船員保険法による障害年金」という。)	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保	
	険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障	0.75
		0.75
	害年金」という。) 国民年会第4万法財刑第 22 条第 1 項に担党する年会たる統	
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給	0.00
	付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」 という。)	0.89
障害補償	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
年金		0.75
十金	障害厚生年金等 (当該補償の事由となった障害について障害 害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害 厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障	
	害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前国共済伝による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法によ	0.88
	る障害共済年金が支給される場合を除く。)	
	旧船員保険法による障害年金	0. 74
	旧厚星年金保険法による障害年金	0. 74
电长步岭	旧国民年金法による障害年金	0.89
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法	
年金	附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成	
	24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年	0.00
	金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金	0.80
	法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1	
	項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎	
	年金」という。)	
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺	0.84
	族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.00
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族	u. 88

厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に基	見
定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化治	去
附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が3	支
給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる(之 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00
険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる位	R 0.80
険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる総	台 0.90
付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が	0.06
支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又	
は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成	0. 88
24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を	0.00
除く。)	
旧船員保険法による障害年金	0. 75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 松阪市消防団員等公務災害補償条例(平成17年松阪市条例第233号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115	0. 73
(第 18 条の 2 に	号)による障害厚生年金又は被用者年金	
規定する公務上の	制度の一元化等を図るための厚生年金保	
災害に係るものを	険法等の一部を改正する法律(平成 24 年	
除く。)	法律第 63 号。以下この表及び次項の表に	
	おいて「平成 24 年一元化法」という。)	
	附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済	
	年金若しくは平成 24 年一元化法附則第	
	65 条第 1 項の規定による障害共済年金	
	(以下「障害厚生年金等」という。)及	

	び国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)	
	による障害基礎年金(同法第30条の4の	
	規定による障害基礎年金を除く。以下こ	
	の表、次項の表及び第 5 項の表において	
	「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第 1 級又
(第 18 条の 2 に		は第 2 級の傷病
規定する公務上の		等級に該当する
災害に係るものに		障害に係る傷病
限る。)		補償年金にあっ
		ては、0.81)
3 障害補償年金	 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
(第 18 条の 2 に		
規定する公務上の		
災害に係るものを		
除く。)		
4 障害補償年金	 障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.00 (笠 1 処又
	障舌序生平並寺及い障舌基礎平並 	0.82 (第 1 級又)
(第 18 条の 2 に # 字 ナスハ数 1 の		は第2級の障害
規定する公務上の		等級に該当する
災害に係るものに		障害に係る障害
限る。)		補償年金にあっ
		ては、0.81)
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は	0.80
	平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の	
規定する公務上の	規定による遺族共済年金若しくは平成 24	
災害に係るものを	年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定によ	
除く。)	る遺族共済年金(以下この表及び次項の	
	表において「遺族厚生年金等」とい	
	う。)及び国民年金法による遺族基礎年	
	金(国民年金法等の一部を改正する法律	
	(昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年	
	金等改正法」という。) 附則第 28 条第 1	
	項の規定による遺族基礎年金を除く。以	
	下この表及び次項の表において「遺族基	
	礎年金」という。)	
6 遺族補償年金	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87
(第 18 条の 2 に		
L		

規定する公務上の	
災害に係るものに	
限る。)	

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

(CD(6)-0°		1
1 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.86
(第 18 条の 2 に	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由	0.88
規定する公務上の	となった障害について平成 24 年一元化	
災害に係るものを	法附則第 37 条第 1 項に規定する給付の	
除く。)	うち障害共済年金、平成 24 年一元化法	
	附則第 61 条第 1 項に規定する給付のう	
	ち障害共済年金、平成 24 年一元化法附	
	則第 79 条に規定する給付のうち障害共	
	済年金又は厚生年金保険制度及び農林	
	漁業団体職員共済組合制度の統合を図	
	るための農林漁業団体職員共済組合法	
	等を廃止する等の法律(平成 13 年法律	
	第 101 号)附則第 2 条第 1 項第 2 号に	
	規定する旧農林共済法(以下この表に	
	おいて「旧農林共済法」という。)に	
	よる障害共済年金(以下この表及び第	
	5 項の表において「平成 24 年一元化法	
	改正前国共済法等による障害共済年	
	金」という。) が支給される場合を除	
	<。)	
2 傷病補償年金	1 障害厚生年金等	0.91 (第 1 級又
(第 18 条の 2 に		は第2級の傷病
規定する公務上の		等級に該当する
災害に係るものに		障害に係る傷病
限る。)		補償年金にあっ
		ては、0.90)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由	0.92(第 1 級の
	となった障害について平成 24 年一元化	傷病等級に該当
	法改正前国共済法等による障害共済年	する障害に係る
	金が支給される場合を除く。)	傷病補償年金に
		あっては、

		0. 91)
3 障害補償年金	1 障害厚生年金等	0.83
(第 18 条の 2 に	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由	0.88
規定する公務上の	となった障害について平成 24 年一元化	
災害に係るものを	法改正前国共済法等による障害共済年	
除く。)	金が支給される場合を除く。)	
4 障害補償年金	1 障害厚生年金等	0.89 (第 1 級又
(第 18 条の 2 に		は第2級の障害
規定する公務上の		等級に該当する
災害に係るものに		障害に係る障害
限る。)		補償年金にあっ
		ては、0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由	0.92(第 1 級の
	となった障害について平成 24 年一元化	障害等級に該当
	法改正前国共済法等による障害共済年	する障害に係る
	金が支給される場合を除く。)	障害補償年金に
		あっては、
		0. 91)
5 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.84
(第 18 条の 2 に	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由	0.88
規定する公務上の	となった死亡について平成 24 年一元化	
災害に係るものを	法附則第 37 条第 1 項に規定する給付の	
除く。)	うち遺族共済年金、平成 24 年一元化法	
	附則第 61 条第 1 項に規定する給付のう	
	ち遺族共済年金、平成 24 年一元化法附	
	則第 79 条に規定する給付のうち遺族共	
	済年金又は旧農林共済法による遺族共	
	済年金(以下この表において「平成 24	
	年一元化法改正前国共済法等による遺	
	族共済年金」という。)が支給される	
	場合を除く。)又は国民年金法による	
- >++ 17 . I \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	寡婦年金	
6 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.89
(第18条の2に	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由	0. 92
規定する公務上の	となった死亡について平成24年一元化	
災害に係るものに	法改正前国共済法等による遺族共済年	
限る。)	金が支給される場合を除く。)又は国	

民年金法による寡婦年金

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

のように改める。		
1 傷病補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項	0.75
(第 18 条の 2 に	に規定する年金たる保険給付のうち障	
規定する公務上の	害年金(以下この表及び第 6 項の表に	
災害に係るものを	おいて「旧船員保険法による障害年	
除く。)	金」という。)	
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0. 75
	に規定する年金たる保険給付のうち障	
	害年金(以下この表及び第 6 項の表に	
	おいて「旧厚生年金保険法による障害	
	年金」という。)	
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項	0.89
	に規定する年金たる給付のうち障害年	
	金(以下この表及び第 6 項の表におい	
	て「旧国民年金法による障害年金」と	
	いう。)	
2 傷病補償年金	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第 1 級の
(第 18 条の 2 に		傷病等級に該当
規定する公務上の		する障害に係る
災害に係るものに		傷病補償年金に
限る。)		あっては、
		0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第 1 級の
		傷病等級に該当
		する障害に係る
		傷病補償年金に
		あっては、
		0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 1 級又
		は第2級の傷病
		等級に該当する
		障害に係る傷病
		補償年金にあっ

			ては、0.92)
	1		0.74
(第 18 条の 2 に	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
規定する公務上の	3	旧国民年金法による障害年金	0.89
災害に係るものを		山田以土本体による陸日十本	0.00
除く。)			
4 障害補償年金	1		0.83 (第 1 級の
(第 18 条の 2 に		INTERNATION OF THE	障害等級に該当
規定する公務上の			する障害に係る
災害に係るものに			障害補償年金に
限る。)			あっては 0.81、
			第 2 級の障害等
			級に該当する障
			害に係る障害補
			償年金にあって
			は 0.82)
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第 1 級の
			障害等級に該当
			する障害に係る
			障害補償年金に
			あっては 0.81、
			第 2 級の障害等
			級に該当する障
			害に係る障害補
			償年金にあって
			は 0.82)
	3	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 1 級又
			は第2級の障害
			等級に該当する
			障害に係る障害
			補償年金にあっ
			ては、0.92)
5 遺族補償年金	1	国民年金等改正法附則第87条第1項	0.80
(第 18 条の 2 に	V	こ規定する年金たる保険給付のうち遺	
規定する公務上の	方		
災害に係るものを	2	国民年金等改正法附則第78条第1項	0.80
除く。)	V	こ規定する年金たる保険給付のうち遺	

	族年金	
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項	0.90
	に規定する年金たる給付のうち母子年	
	金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年	
	金	
6 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項	0.87
(第 18 条の 2 に	に規定する年金たる保険給付のうち遺	
規定する公務上の	族年金	
災害に係るものに	2 国民年金等改正法附則第78条第1項	0.87
限る。)	に規定する年金たる保険給付のうち遺	
	族年金	
	3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項	0. 93
	に規定する年金たる給付のうち母子年	
	金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年	
	金	

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基	0.86
礎年金が支給される場合を除く。)	
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生	0.88
年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金	
が支給される場合を除く。)	

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、 第1条の規定による改正後の松阪市職員退職手当支給条例第13条第4項の改正規 定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。
 - (松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改 正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新非常勤公災条例」という。)附則第5条の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。) による職域 加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公 務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合 法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 (平成 27 年政令第 345 号) 第 8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規 定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定 する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に 規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをい う。)又は平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加 算遺族給付(平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法に よる職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。) 又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭 和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による 職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を 改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴 う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平 成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地共済経過措置政令」と いう。) 第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条 第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域 加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。) 又は平成 27 年地共済経過措置 政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5

項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 24年法律第 96 号)第 5 条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第 21条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 24年一元化法附則第 65条第 1 項の規定により地方公務員共済組合(平成 24年一元化法附則第 56条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤公災条例附則第 5条第 1 項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第2条の規定による改正前の松阪市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる損害補償及び休業補償は、新非常勤公災条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

(松阪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第3条の規定による改正後の松阪市消防団員等公務災害補償条例(以下「新消防団員公災条例」という。) 附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第3条の規定による改正前の松 阪市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定により支給された年金たる損 害補償及び休業補償は、新消防団員公災条例による年金たる損害補償及び休業補 償の内払とみなす。